

森林環境譲与税活用基本方針

芳賀町

令和4年8月作成

1 趣 旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市区町村都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行された。

森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）は、法に定める範囲内で地域の実情に応じた幅広く弾力的な事業を実施することが可能な財源である。

このことから、法の趣旨及び規定のもと、森林整備を促進し、林業の持続的発展に繋げるため、譲与税を有効活用するための事業の基本方針として作成する。

2 森林環境税及び森林環境譲与税

「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を賦課、徴収することとされている。

3 森林環境譲与税の活用の方針

① 森林整備の推進

本町の総面積7,016haのうち森林面積は759haと総面積の11%程度であり、零細かつ平地林が主体であることから、里山林としての整備等を主体とし、森林の有する公益的機能の発揮に貢献できる森林へと誘導する。

② 木材利用・普及啓発

県内のスギ・ヒノキといった森林は、今まさに利用期を迎えており、この資源を有効活用することで、森林の整備・若返りに寄与することが出来る。また、本県の木材は、高い品質・強度性能を誇り、市場でも高い評価を得ており、関東随一の素材・製材品の生産県である。需要が充実した本県の実情から、森林経営管理制度による森林整備が進むことにより、間伐材等の需要拡大にも寄与するものと考えられる。

このため、町民への森林環境譲与税への理解促進につながる県産材の利用・普及啓発を推進すべく、公共施設への木製品の整備を図るとともに、施設の木造化、木質化を積極的に働きかけていく。

4 事業実施に伴う森林環境譲与税充当の優先度

譲与税の用途が多岐にわたる一方、譲与税が創設されるに至った経緯からも、森林の整備を進めることが重要である。したがって、本町は森林面積が零細かつ平地林が主体ではあるが、町内に存する平地林を適正に維持管理していくための里山林整備等を促進していくことを譲与税充当の最優先として位置付ける。

また、今後間伐事業などが進むにつれて、伐採した木材の利用拡大についても課題となることから、木材利用に関する事業も充当の優先度は高い。

5 基本方針の見直しについて

本方針については、今後の国・県の動向や町の情勢の変化、また、林業・木材産業の実情や森林整備の進捗などを踏まえ、各事業について随時見直しを行い譲与税の有効活用を図っていくものとする。